私学事業団融資
令和6年度からの変更点

〈新規〉

1. 学校施設の規模の見直し等による建物解体事業への支援

以下の要件を満たす建物（校舎等）の解体事業が融資の対象となりました。

【融資費目】 教育環境整備費

【返済期間】 **最大10年**

【対象要件】 次の①～⑤のいずれかを伴う経営計画を策定し実施しているもの

① 学校・学部等の募集停止・廃止　② 定員減　③ 校地面積の減少（キャンパス統合等）
④ 耐震性のない建物の取壊し　⑤ 法人統合に伴う施設の集約

〈前年度からの継続・拡充〉

2. 成長分野への学部再編等を行う学校への支援

「大学・高専機能強化支援事業」に選定された大学等について、私学事業団融資をご利用の場合、融資条件が一部優遇されます。

①施設整備資金

【融資金利】　通常の貸付金利より **0.2%優遇**

【返済期間】　借入額10億円未満の場合は最大20年 ➡ 借入額に関わらず**30年まで選択可**

②学部再編等にかかる準備資金（教育環境充実資金）

【融資金利】　返済期間10年の貸付金利より **0.2%優遇**

【返済期間】　最大5.5年 ➡ **最大10年**

〈前年度からの継続〉

幼稚園・認定こども園の施設整備等に対する支援

融資対象が幼稚園・認定こども園の場合、次のとおり融資可能額（上限）が引き上げられます。

【事業査定】（実施する事業から算出される額）

事業費 × 融資率（80% or 75%） ➡ 事業費 × 融資率（**95%**）

【資産査定】（法人の純資産から算出される額）

純資産の部合計 × 30% ➡ 純資産の部合計 × **40%**

お問い合わせ先　【融資部　融資課】☎03（3230）7862～7868　Eメール　yushi@shigaku.go.jp